

川崎市子どもの権利に関する行動計画

～子どもの意見表明・参加を中心に～

2005（平成17）年3月
川崎市

はじめに

本市は、子どもの権利保障を推進するため、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を2000（平成12）年に制定いたしました。

条例施行後は、川崎市子ども会議等子どもの意見表明・参加の仕組みづくりや人権オンブズパーソンの設置、子どもの居場所・活動拠点である子ども夢パークの開設などの取組を進めてまいりました。

そして、この度子どもの権利保障を一層充実させるために、「子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」を策定いたしました。

今後、この行動計画に基づき子どもの権利保障を推進し、子どもをはじめとした市民の皆様と協働して、子どもたちが自分らしくいきいきとした豊かな子ども時代を過ごせるよう、子どもの権利に関する施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

この計画の策定に当たりまして、子どもをはじめとした多くの市民の皆様や川崎市子どもの権利委員会委員の方々から、貴重な御意見、御提案をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

2005（平成17）年3月

川崎市長 阿部孝夫

目 次

はじめに

ページ

I 川崎市子どもの権利に関する行動計画の概要

1 行動計画策定の目的	1
2 行動計画策定の経過	1
3 行動計画の性格	3
4 行動計画の期間	3
5 行動計画の体系図	4

II 川崎市子どもの権利に関する行動計画

1 理念	5
2 基本目標	5
3 施策の方向	6
4 重点施策と主な事業内容	
(1) 子どもの権利に関する意識の向上	8
(2) 子どもの意見表明・参加の促進	11
(3) 意見表明・参加しにくい子どもへの支援	15
5 推進体制	19

資 料

1 市民意見の概要	21
2 行動計画に関連したデータ	
(1) 条例の認知度及び参加意欲等に関するデータ	28
(2) 相談・救済機関に関するデータ	33
(3) 意見表明・参加しにくい子どもに関するデータ	34
3 条例事業の実施状況	36
4 行動計画策定経過	39
5 子どもの権利施策推進部会設置要領	40
6 川崎市子どもの権利に関する条例	42
7 子どもに関する施策のあゆみ（川崎市・国・国連・その他）	46
8 用語説明	50

（本文中*を付した語句の説明をしています。）